

よくあるご質問

1 検査キットの配付について

問1 抗原定性検査キットの配付は、どのような方が対象になりますか？

回答 診療・検査医療機関への受診に一定の時間を要する状況となっている場合で、発熱等の症状がある方で重症化リスクが低いと考えられる方（※1）が対象となります。

※1 例えば、40歳未満で危険因子（基礎疾患等のある方として慢性閉塞性肺疾患（COPD）、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満のある方、喫煙、一部の妊娠後期の方など）を持たない、ワクチン2回接種済みの方を対象とすることが考えられる。

問2 配付する抗原定性検査キットは、道などから提供されますか？

回答 配付に必要な抗原定性検査キットは、各医療機関でご用意ください。なお、道では、診療及び当該配付事業に使用する抗原定性検査キットが、医療機関に安定的に供給されるよう、厚生労働省及び医薬品卸売業協会に協力を求めています。

問3 抗原定性検査キットを配付したことの証拠書類は必要ですか？

回答 検査キット配付申込書又は申込書の記載内容を整理した一覧表を整備し、これを配付完了の翌年度から起算して5年間保存してください。

2 診療・検査について

問4 医療機関の受診前に必ず自ら検査していただく必要がありますか？

回答 本人が希望する場合には検査前でも医療機関への受診は可能であることや、症状が重い場合や急変時等には速やかに医療機関を受診するよう、併せて呼びかけることとしています。

また、重症化リスクが高い方については、これまでどおり医療機関を受診していただき、適切な医療が受けられるようにすることとしています。

問5 配付した抗原定性検査キット等で、患者が自ら検査した結果、陽性であった場合、陽性確定例として、保健所等に届出等が行くのですか？

回答 患者が自らキットで検査した結果のみでは、陽性確定例とはなりません。あらためて医療機関を受診（電話診療・オンライン診療も可）し、医師による確定診断を行うことが必要です。（この場合、医師の判断により、受診時に再度の検査は行わなくても確定診断が可能です。）

問6 配付した抗原定性検査キット等で自ら検査した結果を持参した場合、改めて検査する必要はありますか？

回答 医療機関の受診前に抗原定性検査キット等で自ら検査して受診した場合は、医師の判断で、受診時に再度の検査を行うことなく、本人が提示する検査結果を用いて確定診断を行って差し支えありません。

問7 自らの検査で陽性判定となった旨の連絡があった場合どうしたらよいか？

回答 発熱外来等を受診していただくことが基本ですが、それ以外の医療機関においても、電話診療・オンライン診療を活用するなどし、確定診断を行って差し支えありません。

なお、キットを配布した医療機関において、確定診断には対応できない場合、キットの配布時に、「陽性となった場合は、他の医療機関に相談すること」をご案内いただきますようお願いいたします。(札幌市では、電話診療・オンライン診療等により確定診断が可能な医療機関を募集しております。ご協力いただける場合は、下記担当あてにご連絡をお願いします。)

【札幌市保健所 医療提供体制構築課】

E-mail: kansen_iryoteikyotaisei@city.sapporo.jp

TEL :011-676-4145

3. その他

問8 用意した抗原定性検査キットを、自院での診療・検査に用いても差し支えありませんか？

回答 差し支えありません。ただし、自院での診療・検査に使用した場合は、配付にかかる手数料(4,440円)の対象とはなりません。(通常どおり診療報酬請求等の対象となります。)

問9 診療・検査医療機関ではない医療機関が、この事業を実施する場合、配付の際に気をつける点はありますか。また、どのような配付方法がありますか？

回答 有症状の方が配付対象となっていますので、配付申込書の受け取りと検査キット配付の際は、相手方にマスク着用を求めるほか、キットを配付する方も手袋やマスクの着用など、感染防止対策を行っていただくとともに、一般の外来患者と交差しないよう注意願います。また、配付に際しては、以下の例示を参考としてください。

- ・ 駐車場がある場合、車で来た申込者に車内で申込書を記載いただき、受け取った後にキットを配付。
- ・ パーテーションなどで専用スペースを設置、そこで申込書を記載いただき、受け取った後にキットを配付。その後、専用スペースを消毒。
- ・ 一般外来の患者と交わらないように裏口などで、申込書を記載いただき、受け取った後にキットを配付。その後、消毒。

※ 診療・検査医療機関になりますと、感染防護具等の補助があります。

問10 患者の予約が多い中、より多くの患者さんを診るために、例えば、臨床症状で、解熱剤等を処方し、検査キットとともに持ち帰っていただき、自主検査をするよう促し、陽性となった場合は、連絡をしてもらい、発生届を出すという対応は差し支えありませんか？（医療機関で行う抗原定性検査にかかる時間を省略するための対応です。）

回答 差し支えありません。ただし、この場合は、検査料を診療報酬でみることはできませんので、配付にかかる手数料（4,440円）として請求してください。